

○伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例

平成17年3月14日条例第7号

改正

平成20年4月28日条例第29号

平成23年12月28日条例第30号

平成26年3月28日条例第4号

伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、伊賀市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して市長に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために、必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

- 2 審議会の委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了したときに、終わるものとする。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の総数の半数以上の者が出席しなければ會議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市スポーツ振興審議会に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年12月28日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）抜粋

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聞くことを要しない。